

えひめ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム設置要領

1 趣旨

「就職氷河期世代支援に関する新行動計画 2023」（令和 4 年 12 月 27 日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）における基本的考え方を踏まえ、愛媛県内の関係機関や団体を構成員とし、官民が協働して県内の就職氷河期世代の支援に社会全体で取り組む気運を醸成するとともに、活躍支援策のとりまとめ、進捗管理等を統括する「えひめ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「えひめPF」という。）を、令和 4 年度までの「第一ステージ」に続き、令和 5 年度からの「第二ステージ」においても設置する。

えひめPFにおいては、就職氷河期世代への支援に係る課題やニーズについての認識を共有し、今後の支援策等について意見交換することを通じて、就職氷河期世代の支援に関する社会の関心を高めるとともに、配慮すべき様々な事情を抱えている方がいることを踏まえ、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、一人でも多くの方に積極的に届けていくことが必要である。

2 構成員

えひめPFの構成員については、別紙「えひめ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム構成員」のとおりとする。

なお、他機関・団体については、必要に応じ、参画を求めることとする。

3 各構成員の役割

上記 2 の構成員の役割は、下記のとおりとする。

(1) 行政側

① 愛媛労働局（職業安定部）

- ・ えひめPFとりまとめ事務局（主担当）
- ・ 事業実施計画の策定とりまとめ
- ・ 実施事業の進捗管理
- ・ 各種支援策の周知、広報

② 愛媛県（経済労働部）

- ・ えひめP Fとりまとめ事務局（副担当）
 - ・ 事業実施計画の策定とりまとめ
 - ・ 実施事業の進捗管理
 - ・ 福祉と就労をつなぐ県内市町のプラットフォーム（以下「市町P F」という。）との連絡調整
 - ・ 各種支援策の周知、広報
- ③ 愛媛県（保健福祉部）
- ・ 市町P Fとの連絡調整
 - ・ 社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握の検討
 - ・ 市町P Fと連携しての先進的な取組に係る好事例の把握と周知
 - ・ 各種支援策の周知、広報
- ④ 支援機関
- ・ 専門窓口・専門チームによる就職支援
 - ・ 企業説明会・面接会開催や職場実習・体験の機会の確保
 - ・ 企業に対する正規雇用化を含む処遇改善の働きかけや就職氷河期世代対象求人確保
 - ・ 職業訓練の充実
 - ・ 好事例の把握と展開
 - ・ 社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実
 - ・ 各種支援策の周知、広報
 - ・ 就職氷河期世代の支援に係る施策の提案
- ⑤ 愛媛県市長会、愛媛県町村会
- ・ えひめP Fとりまとめ事務局への政策提案
 - ・ 各種支援策の周知、広報

(2) 他の行政機関、経済団体、労働団体等

- ・ 企業に対する就職氷河期世代を対象とした求人募集、企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保への働きかけ
- ・ 企業に対する人材育成の充実や正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ
- ・ 就職氷河期世代の就労や社会参加に向けた相談支援
- ・ イベントや会報等での各種支援策等の周知、広報
- ・ 就職氷河期世代の支援に係る施策の提案

4 取組事項

えひめPFにおいては、次の事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 気運の醸成と各種支援策の周知広報

県内の就職氷河期世代の支援に社会全体で取り組む気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な採用、正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。

また、就職氷河期世代本人やその家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知、広報を図る。

(2) 支援対象者の把握

支援の対象となる以下の3種類の者に係る実態や支援ニーズの把握について、その手法等を検討する。なお、①、②の対象者数については、厚生労働省より示された「都道府県別・就職氷河期活躍支援プログラム対象者数推計表」(別添)を参考とする。

① 不安定な就労状態にある者

正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く者や求職者など

② 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある者

統計上、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者など

③ 社会参加に向けた支援を必要とする者

ひきこもり状態にある者、生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者など、就労支援だけでなく福祉的な支援を必要としている者

※ その実態やニーズの把握については、その方法を検討するとともに、必要に応じ、愛媛県と市町が連携し、それぞれの地域の事情に応じて、役割分担をした上で行う。

(3) 目標、KPIの設定及び事業実施計画の策定

① 上記(2)の支援対象者ごとの取組に係る目標(目指す数値や状態をいう。)を設定するとともに、KPI(当該目標の進捗を毎年度把握するための指標をいう。)を可能な限り定量的に設定する。

なお、不安定な就労状態にある者の目標については、政府が掲げた正規雇用者数 30 万人増を各都道府県に割り戻した人数を勘案して設定する。

- ② 目標を達成するため、また上記 1 の趣旨を踏まえつつ、事業実施計画を策定する。
- ③ 事業実施計画に基づく事業の進捗管理を行う。

(4) 市町 P F との連携

愛媛県は、市町 P F の事務局と連絡調整を図り、市町 P F との情報共有と広域的課題の対応を行う。

例えば、

- ・ 福祉からの受け入れ先の開拓、雇用にあたって必要な配慮等、県レベルの経済団体への対応依頼
- ・ 経済団体、他の市町等とのつながり作りの支援
- ・ 自治体間の広域的な取組の支援
- ・ 市町 P F の先進的な取組事例の把握と周知等、必要な情報提供

5 会議の開催

上記 4 の協議を行うため、年 2 回を目安に会議を開催することとするが、この他必要に応じて開催することもできるものとする。

6 秘密の保持

えひめ P F の構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(附則)

この要領は、令和 2 年 6 月 3 0 日から施行する。

この要領の改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。